

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-27)

2. 日付

令和4年7月28日(木) 13時40分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、青木安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

永井主任原子力専門検査官

長官官房

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

伊藤取締役執行役員 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: H-22101 第5次設工認 第5回補正変更箇所

資料2: H-21084-2 熊取事業所第5次設工認(4回目補正)
コメント対応整理表(R4/7/28)

- 資料 3 : H-22004-1 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)
- 資料 4 : H-22002-1 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)
- 資料 5 : H-22008-2 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)
- 資料 6 : H-22009-1 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)
- 資料 7 : H-22012-2 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)
- 資料 8 : H-22097-1 熊取事業所第 5 次設工認 (4 回目補正)
コメント対応整理表 (R4/7/28)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁内海です。ただいま録音の方始めました。
0:00:05	では定刻になりましたので本日の面談を開催させていただきます。
0:00:10	本日の面談は令和4年7月21日付けで補正申請がありました、原子燃料工業株式会社熊取事業所の第5次施行に申請につきまして、申請書及び
0:00:22	面談資料をもとに事実確認の方をさせていただくものでございます。
0:00:26	それでは事業者の方から資料に基づいて説明の方をお願いします。
0:00:35	すいません原子燃料工業フジワラでございます。
0:00:39	まずですね、本日資料は8件ございまして、
0:00:43	まず面談でですね、通常、足を、申請後補正後に数字を出ささせていただいてますコメント対応整理表というのが、
0:00:54	昨年の12月25日から6月16日までの面談の経緯、7件ですね、こちら、準備しております。
0:01:04	これはすでにご回答させていただいたコメント等の回答にですね、右の列に補正、それを反映した補正箇所水平展開箇所を記載したものでございます。
0:01:17	それとは別にですね、H2101ということで、今回第5回、
0:01:23	補正の変更箇所一覧まとめたものがございます。
0:01:28	こちらにつきましてはですね、すでにご報告をさせていただいた、例えばですね
0:01:36	分類の方で仕分けておりますが、申請書の添5って書いてるものにつきましてですね、
0:01:44	2月の22日にですね、お出しさせていただいた申請書とですね、現場の設備の点検結果ですね。
0:01:56	そういったものを示しております。
0:01:59	それ等はですね
0:02:02	他にですね、耐震計算書の総点検といったものもございまして分類で、
0:02:08	例えばNo.3 ページ目のNo.8 とかでございますが、これはですね、こちらにつきましても、
0:02:17	最終的にお出しさせていただいたのが7月4日になりますが耐震計算書の総点検、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	という形ですね、ご報告させていただいておりますが、相違の反映ですね今回補正に盛り込んだものを、耐震計算書の総点検というふうに記載しております。
0:02:38	その他、貫通部の処理っていう分類しておりますがこれは
0:02:47	これもですね土肥。
0:02:49	1月7日でしたっけ。
0:02:52	現地確認にこられた際にですね、コメントいただいてもう一度、
0:02:57	貫通部の確認をして、適正化したものでございます。
0:03:02	その他ですね。
0:03:04	我々の方でウォークダウンをし、し直して、
0:03:09	不具合を見直し、確認したものの、その他申請書の中でですね、我々不具合気づいたものそういったものにつきましては、
0:03:21	PW吏員、もしくはその他という形で記載をさせていただいてます。
0:03:28	合計ですね、3、78件。
0:03:33	ございまして、それにつきまして順次ご説明させていただきたいと思えます。
0:03:40	まず少し簡単にご説明させていただきまして必要に応じてAとし、
0:03:46	コメントなりご確認いただければと思います。
0:03:51	まず1ページ目でございますが、こちらにつきましてはですね、耐震、申請書そごということですね、
0:03:58	我々の方で
0:04:00	火災区画ですね、火災、
0:04:04	フックの
0:04:07	境界になるようなところでございますがそのですね、扉等のですね、
0:04:12	防火盤を工事で追加するということでございます。これが1ページ目の1から3でございます、それぞれ設備、
0:04:24	防火盤の何と番号を記載しております。
0:04:29	で、その関係するページ番号等ですね。
0:04:34	右の方に書いてます。
0:04:41	これにつきましてはですね従前のですね、
0:04:46	学の境界といったところとか変更評価の変更にはかかわらない部分でございます。
0:04:52	その次ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:56	2 ページ目の 4 番でございますが、これは第 2 加工棟のですね、火災区域、
0:05:02	区画の貫通部ですね、これについてですね図面等を見直しております。
0:05:08	ちょっと柿本元記載のところですね火災区画の貫通部の図がなかったというのとですね、
0:05:16	区域につきましてもですね、ちょっと記載の仕方がばらつきがあったのでですねここ、この部分をきちっと整理した。
0:05:25	して、変更しております。
0:05:28	これにつきましても評価自体は変わるものではございません。
0:05:32	次にですね、5 番目。
0:05:34	こちらはですね第 2 加工棟内の、
0:05:38	壁になります、第一種管理区域、第 2 ライン側になります、
0:05:46	実際の壁とですね、図面に、土佐。
0:05:50	差異がありまして、そのうちですね、一部につきましてはですね、
0:05:55	火災区画、区域を満たすためには、ちょっとボードの厚さが十分じゃなかったため、ボード壁を
0:06:06	増し、張りするという工事でございます。
0:06:10	これを工事を追加することになります、これにつきましては、
0:06:14	火災区画、
0:06:16	区域のですね。
0:06:18	境界が、図面の少し位置は変わりますが、
0:06:23	安全機能という形ではですね、評価につきましては変更はございません。
0:06:29	次に、
0:06:31	6 番目ですが、防火扉、
0:06:35	こちらですが、のぞき窓を、河西企画協会のですね、
0:06:41	防護扉にあるのぞき窓を後半で閉止するといったものでございます。
0:06:47	こちらにつきましての評価には影響ございません。
0:06:50	次 3 ページですが、
0:06:53	すいません、ここまでが第 2 加工棟の建物になります、まず、ご質問、
0:07:02	知らせずこのまま最後まで行った方がよろしいですかね。どっかで区切りながら、どちらがよろしいでしょうか。
0:07:09	犬抜けてる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	じゃあ、規制庁ウツミですけども、適宜、
0:07:16	区切っていただいて、特になければそのまま進めていただければ、
0:07:21	ここまでが第2加工棟に関する変更でございますが、
0:07:27	ご質問等ございましたらお願いします。
0:07:31	規制庁側ですけども、
0:07:34	まずナンバー5なんですけど、
0:07:36	こちらの方評価に影響ないって言われてましたけれども、火災影響評価をすると。
0:07:43	満たないようなボードだったから、まず、支払いをするっていう説明だったと思うんですけども、
0:07:52	評価自体は、支払いをしたときの状態で、火災影響評価をして、その対価時間とかも、そういうものの、
0:08:02	評価になっているっていうことでよろしいんですか。それに実態があつてなかったの、
0:08:07	実態を合わせるために支払いした上で、改造しますっていうことですか。
0:08:18	原子燃料工業のカノメでございます。
0:08:21	今のご質問につきまして、
0:08:24	おっしゃっていただいたようにですね、当間芝李。
0:08:28	した状態での耐火時間。
0:08:31	1時間以上というところを、もともと評価には見込んでおまして、
0:08:37	現物の方をですねその評価に合わせるように、工事を追加したと。
0:08:43	いう状態で、状況でございます。以上です。
0:08:49	土岐院長座間です。実態はわかりました。
0:08:54	それとですね、
0:08:58	4番、
0:09:00	貫通部の処理っていうところなんですけれども、ここ確認というかコメントとかそういうことではないんですけども、
0:09:10	今回その第2加工棟の火災区画の貫通部配置その不足だとかが確認されて、貫通部の配置を見直しますよ。
0:09:22	ていうことを言われていて、この部分、
0:09:26	その部分がですね、耐震へきだとか貫通部を追加するっていうことであれば、当然評価のところ、時には貫通部を考慮して評価されているとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:41	そうでなければ次へと今回評価した上で問題ないということを確認されているってということだと思えるんですけども、我々の方ではですね、
0:09:50	そういうところまで申請書上で記載を求めているところではないので、当然どちらであるにしても、事業者の方で適切に確認をした上で、評価した上で、
0:10:04	申請等がなされているというふうに理解していますので、
0:10:09	事業者の方ではですね、適切に対応をとるように、
0:10:14	行っていると思いますけれども、もうね、念のために言っておきますけれども、適切な対応をとるようにしてください。
0:10:22	申請書に記載を求めるものでもないですし、我々の方で新たに説明を求めるものではないですけれども、当然求めないからといってやらなくていいということではなくて、事業者においてはきちんと当然やった上で申請されてますよねっていうのは、
0:10:38	ある程度前提ですので、きちんと対応を、
0:10:43	とってくださいということです。よろしくお願いします。
0:10:49	原子炉工業荒谷でございます承知いたしましたそちらに関しましてはですね社内できちっと整理した上で対応したいと思います。以上でございます。
0:11:04	新保。
0:11:06	規制庁ウツミですけどこれ別に何か修正を求めるとかですね、単に気づきをちょっと共有しとくだけなんですけども、
0:11:15	ナンバー3の第2加工棟の防火、はい、谷井の配布H1の、
0:11:20	ところの改造なんですけど、これ申請書でいうと200、
0:11:27	231ページを多分見ていただくと、一番手っ取り早いと思うんですけど、申請書上でちょっと名前がー
0:11:36	名前の1人なんかプラス1、
0:11:38	ちょっと何か、
0:11:39	合っていないところがあるような気がしていて、まさにその231ページの左下を見ていただくと、
0:11:45	やはり一番左側からと5階と21-1って書いてあって、
0:11:49	その右側の枠と5階から2-1というふうに、ちょっと若干-の1が違うような気がするんですけどこれって
0:11:58	単なる誤記なのかそれとも実際何か分け上でちゃんと識別されてるものかっていう、実態上はどちらなんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	原子力ワラタニでございますすみませんちょっと配布の位置がですねおかしいんですけど、こちらにH-1で間違いございません。
0:12:24	以上でございます。わかりました。県庁ウツミわかりました左端の名前に1-1が正しいということで了解、わかりました。
0:12:32	以上です。
0:12:34	他規制庁なんか今、
0:12:36	谷垣委員 11月以下に1月から2-1は、間違いは間違い。
0:12:44	違う。
0:12:46	すみません原子力ワラタニでございますすみません、2-H1が2-H1が正しいのか、申し訳ございません、左端が間違っ、
0:13:00	わかりました。了解です。
0:13:02	はい。失礼いたしました。
0:13:05	ちなみに、規制庁だけど、これ、この名称っていうのはあれですか、何ていうか防火盤の。
0:13:14	どういう識別してるものなんですかね。2-Hっていうのは、
0:13:22	原子炉工業ワラタニでございます一番最初の数値はですね段階にある扉かということで2ということで2階にある防火扉ということになってございます。
0:13:33	あとですね、扉の1とかにおりましてその後ろに識別番号をつけているという整理になっておりますんで、
0:13:44	一番と2番につきましては市野となつてございまして、1階にある防火番とか防火度ということで整理しております。以上でございます。
0:13:55	規制庁宇田です。わかりました。
0:14:01	専門検査部門ナガイですけど、1点だけちょっと確認なんですけど、よろしいでしょうか。
0:14:09	お願いします。
0:14:11	はい。5番目の、
0:14:13	分類欄にPWリティって書いてある、1日がちょっとわかんないこの後も何ヶ所か出てくるんで、教えていただけますか。
0:14:25	本当東野工業フジワラです。
0:14:28	プラントをクダウンを略しております。わかりました。はい、理解しましたありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:36	規制庁澤ですけども、今日の資料のですね、正式版を提示いただくときにですね、この分類のところの説明を何か注記で入れといてもいただけますかね。
0:14:52	申請実践集そこであれば、どういうことにしているのか。
0:14:58	はい、というところで、各その分類ごとに何を意味しているのかというのを、
0:15:05	注記でも結構ですので、ちょっと入れといていただけますでしょうか。
0:15:10	わかりました。記載するようにいたします。
0:15:16	岡規制庁側から何か今、
0:15:22	規制庁ですね。すいませんが、事業者さんですね続けて、次から次の方 いっていただければと思います。
0:15:31	はい。引き続きまして3ページ以降ですね、7番から順にご説明させていただきます。
0:15:39	少し量がございますので切りながら行いたいと思います。
0:15:43	まず、7番から9番でございますがこちらの、
0:15:48	粉末総搬送機No.2-1 粉末缶、昇降リストってございますが、こちらですねまず申請書総合で記載しておりますがこちらにつきましてはですね、
0:16:01	申請書に記載、この工事を追加するということでございます。
0:16:08	耐震評価のためですね工事を追加する。その次8番の耐震計算書の、
0:16:16	梁材料変更というのはですね、これについては材質の変更ということで、
0:16:24	■■■■、
0:16:26	■■■■から■■■■に変更すると。
0:16:29	あとウォークダウンですね、ストップ。
0:16:44	その次ストッパーとガイドですねこちらの記載が十分ではなかったということで追加ということになります。
0:16:53	次、10番11番、こちらですね、申請書の添5ということで改造を追加ですね、据付ボルトの変更と、
0:17:05	あとす。
0:17:06	耐震計算書の総点検ということで、スペース材質の変更です。
0:17:11	で、
0:17:12	12番のですね。
0:17:14	粉末搬送機ナンバー2-1の粉末搬送容器昇降リフトフードでございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	こちらにつきましてはですね、フードパネルの交換範囲の変更でございます、
0:17:28	ちょっと
0:17:31	すでに申請した部分についてはですね、すべて変更するような形になってたんですが、実際変更はですね、現時、
0:17:41	現在アクリルパネルの部分だけを交換するというので、工事範囲を見直しております。
0:17:48	その次 13 番ですが、こちら 17 番とかですね、あと 15 番の一緒になりますが耐震計算書の、
0:17:57	総点検でですねこれら設備の耐震結果を、
0:18:01	見直しております。
0:18:04	その次ですが、
0:18:07	14 番、ちょっと戻りますが 14 番になりますが、焙焼炉ナンバー 2-1 の研磨くず乾燥機でございますが、
0:18:15	こちらはですね、都会新生主訴 5 ということでですね、囲い文、囲い式フード内の、
0:18:23	主要機器の撤去というのがですね、工事の中に含まれておりませんでしたので記載を追加しております。
0:18:33	あとはですね、16 番になりますが、こちらは、
0:18:42	耐震補強の内容の変更ということでですね、ちょっと記載が不十分だった部分をですね見直しております。
0:18:50	門型構造追加からですね、
0:18:53	補強柱追加ということで見直しております。
0:18:58	今、7 番から 17 番まで 3 ページ目の内容を説明させていただきましたけど、この内容についてご質問等ございましたらお願いします。
0:19:11	書記。
0:19:13	そこまで全然わかんない。
0:19:15	すいません規制庁野村です。
0:19:17	えっとですね、一番最後の 17 番の、
0:19:21	今これ、赤池の話なんですけど、これ以前ですね、オノさんとかですね、内野管理官とかといろいろ話した。
0:19:29	藤土岐の最後の資料、N f K 2043 っていうのもあるんですけど、これです、この表 2 で、赤ゴールドにそういう引き荷重というのを、
0:19:41	まとめていただいたんですけど、これの検定比と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:45	ここに書いてある 17 番に書いてある枠内に書いてある血液が違うんですけど、
0:19:51	これは何ですか。
0:19:59	遠藤河野でございます。
0:20:03	こちらの方なんですけれども、この焙焼炉関係、粉末取扱機と研磨くず乾燥機、あとはもう一つ焙焼炉本体ですね、こちらの三つの方はそれぞれ、
0:20:16	結合されてる繋がっているところがあるので、三つの設備を一体解析しているところでございます。で、総点検の際は、
0:20:26	状態の粉末取り扱いの部分だけ着目して、評価結果載せていたんですけども、実際はこれ山体、全部解析してますので、その
0:20:35	粉末、この三つの設備の検定比が最大三つの設備の中で検定比が最大となるものを記載しておりますので、その粉末取扱機の検定比が、この三つの設備の中で最大でなければ、ここには現れないと。
0:20:50	いうところで、ちょっと違いがございます。もう一つが、今回、粉末、
0:20:56	研磨くず乾燥機、あと焙焼炉の方、それぞれ
0:21:00	耐震補強内容の見直しというところをやっているところもございまして、隣接する設備の方で若干振る舞いが変わりますと、その影響で粉末取扱機自身の
0:21:11	方も少し影響を受けますので、その関係で、検定比の方が変わっているところがございます。
0:21:19	そういう意味で三つの連成解析であることと、一部のものについてちょっと設計見直しをしていることで数値が変わっているところがあるということでございます。
0:21:29	規制庁野村です。概ね理解できたんですけど、そうするとですね、4 時施設から、すいません、4 時補正から今回の助成、
0:21:39	経費が上がってるんですけど、これは耐震補強して、
0:21:46	多くなったから、
0:21:48	ということですかね。それで、
0:21:53	原燃工のでございます。焙焼炉の設備、原爆乾燥機と粉末取扱機、あとは賠償のそれぞれですけども、耐震補強をするということと、
0:22:05	これそれぞれいわゆる設計条件の見直しですね、
0:22:10	拘束条件が、を適正化すると、そういったこともあわせて行ってございまして、そういった設計条件の見直しによって検定比が上がっているところ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろもありますし、耐震補強の見直しによって検定比が上がる場所もあれば下がる場所もあると。そういったものがすべていろいろな相殺
0:22:26	した結果として、上がる場所下がる場所が出てきている結果となっております。
0:22:32	規制庁野村ですが、例えばアンカーをふやしたら、
0:22:37	検定が一般的に下がるんですけど、例えばこの申請書本体の
0:22:43	388 ページ。
0:22:45	P D F で言うと 389 下にはですね、
0:22:49	雲マークの中に太線分を [REDACTED] って書いてあるんで、
0:22:54	ここを [REDACTED] ら、検定比上がったのかなというふうに感じたんですけど、そういう点もあるっていう。
0:23:05	ねこのでございます。こちらの風土の財政以降につきましては、設計上は、もともと、
0:23:13	条件で計算しているので、これ自体は決算には影響はしてございません。
0:23:17	あとも、これが影響するとしても非常に微々たるものなので、検定比が変わるとしても、機器も 1 桁変わるかわらないかというところがございます。
0:23:27	規制庁野間です。
0:23:30	検定比
0:23:32	一応 OK なんです、特に細かいところまでがきかない。
0:23:36	聞かないんですけど、
0:23:37	はい、補強したら普通ね下がる。
0:23:41	て下がるってイメージだから。
0:23:43	不思議に思ったという次第。
0:23:52	ちょっと待ってください。
0:23:58	規制庁吉村です。
0:24:01	ちょっと代替種 C 割か言いできましたがおそらく、
0:24:06	他の機器の影響からっていうのは大体理解できたこの 17 番のところですね。
0:24:11	いわゆる今回、前回補正の前の時に、
0:24:17	既設アンカーボルトを撤去するっていう条件を今回それ止め、
0:24:22	出ますよねやめたということは逆に言うと、
0:24:24	何かの本数が増えているのにもかかわらず、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:29	アンカーの検定比が厳しくなってる、大きくなってる。
0:24:34	のはなぜかなってというのがちょっと疑問に思ったんですけど、今のご説明だと他の機器の、
0:24:40	相対的な影響でこれが変わってきたっていうふうに理解したんですが、
0:24:45	結局これ直接的なアンカーの
0:24:49	削除云々はあんまり関係ないということなんですね。
0:24:53	現行のでございます。アンカーボルトの限定が上がっているのは、取り扱い機とは別のところでございます、今回撤去をしないという形にしたんですけれども、
0:25:05	この撤去しないボルト自体は、もともと県への強度不十分なところなので、ものとしてはアンカーは残るんですけれども、計算上は考慮しないという形、ないものとして取り扱っておりますので、
0:25:19	この部分については、設計上はアンカーボルトが増えたという形にはならないということ言う設計条件で行ってございます。
0:25:28	逆にその設計条件は、前回と変わってないというふうに、
0:25:32	要するに、もともと計算上入ってないんで、それで何で上がったのかなということ等がちょっと理解できます。
0:25:40	です。
0:25:42	はい。これ以外の設計条件の見直しとかが行われているところで、いろんな条件が、足したり引いたりで上がっているというところでございます。
0:25:57	他規制庁側からありますでしょうか。
0:26:06	大丈夫か。すみません。規制庁内海ですけど、すみませんが事業者側目続けて、
0:26:11	次のページをお願いできれば、
0:26:13	はい。原子燃料工業フジワラでございます。
0:26:17	じゃ、次4ページからご説明させていただきます。
0:26:22	まず4ページの18番からになります、こちらですね、18番と23番24番、
0:26:33	こちらにつきましてはですね、工事を追加しております。例えば取付ボルトのですね、追加
0:26:42	をですね、
0:26:43	ストッパーボルトの追加。
0:26:46	といったものをですね、こういったものを追加しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	物によってはですねもともと工事、この設備の工事がなしとなっておりますので、改造といったような変更もしています。
0:26:59	その次、19番、
0:27:03	22番、25番でございますが、これは先ほどからご説明させていただいているようなですね耐震計算書の総点検でございますね、
0:27:12	すいません、19番と、25番ですねこちら耐震計算書の総点検でございますね、計算結果を見直しております、
0:27:23	22番につきましてはですね、
0:27:26	土岐さ
0:27:28	耐震計算書の総点検によりまして、記載の方をですね、見直しておりますロボットの取付ボルトの経緯であったりですね。
0:27:38	あちらの材質を変更しており、記載を追加したりしております。
0:27:43	で、あとここですねその他というのが20番ございますが、これについてはこの設備のですね、ターンバックルの材質がですね、
0:27:54	■種類しか書かれてませんが、実際様■種だったので記載を追加見直しております。
0:28:00	それと21番でございますが、こちらはですね、ウオォークダウンの結果ですね。
0:28:05	ストッパーがですね、
0:28:09	追加され記載が漏れておりましたので、ストッパーを追加しております。
0:28:16	これが4ページでございます、引き継いで5ページ目も、図、ご説明させていただきますと、
0:28:23	こちらも大体同様のものがございます、耐震申請書の総合ということで、
0:28:31	26番、29番、
0:28:34	あと30番、33番ですね、ございますがこちらにつきましてもですね、変更内容が不足しておりましたので、
0:28:43	例えばですね、26番であればですね、ロボットの取付ボルトの変更という工事内容を追加と、
0:28:53	いったものと、29番も同じようにですねロボットの取付ボルトの変更。
0:29:00	追加。
0:29:01	あと、
0:29:03	30番は、支持架台の取り付けボール等の工事の追加。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	33番も同じように取付ボルトの変更追加といったものでございます。それと27番と、
0:29:16	あと34番、こちらにつきましてはですね、耐震計算書の総点検によるものでございまして、耐震計算書の計算結果を見直しております。
0:29:28	あと、
0:29:30	28番、その他というふうに分類しておりますがこちらは、先にございましたようにターンバックルの材質の変更でございまして、記載が不足しておりました。
0:29:41	記載がですね、
0:29:44	見直しているところでございます。
0:29:47	あとはですね、
0:29:49	31番これ31番32番こちらも耐震計算書の総点検によるものでございますが、橋、梁柱の材質、
0:29:58	の記載を追加しているところでございます。
0:30:03	以上がですね、4ページ、5ページのですね、変更の内容でございしますが、ご質問等ございましたらお願いします。
0:30:17	ちっちゃい。
0:30:18	ちっちゃい蒲生。
0:30:20	すいませんちょっと行きたいんですけどねノムラですけど、
0:30:24	倍数ごとの台数でってかがないって書いてある。
0:30:29	これって、 ■■■■ のことでいいんです。
0:30:34	根来でございましてご理解の通り ■■■■ のことでございます。いや、普通、実はスペース本と書いたら、
0:30:41	■■■■ かなと思ったんだけど、こう言ったら、ちょっと岩川。
0:30:46	了解しました。
0:30:52	すいません。規制庁内海ですけども、ちょっと
0:30:55	軽い確認なんで1件を伺いたいんですけども、
0:30:59	ナンバー33モデリングリーク試験、の関連で、
0:31:04	申請書でいうと562ページと513ページに記載がありますけども、
0:31:10	これ今回その562ページの方で記載の、
0:31:14	成果、
0:31:15	的なところで
0:31:17	最新のところではダイドー、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:19	まとめるアンカーを止める場所をちょっと明確にしてもらっているところですけども、この課題って、
0:31:25	材料次のページ 563 ページの材料一覧の共同のところ、課題の場所が、他の設備例えば柱（ハ）たりとか、下階だったりするところ、この設定ではあんまりちょっと課題の場所が、
0:31:38	明確ではないかなあと考えてますけど、実態上認識としては、
0:31:42	課題は、この部位の中に入って、材料も同じものであるってところの認識でよろしいでしょうか。
0:31:51	はい原燃高野でございます。この設備の強度部材を構成している柱ですけどもこれはすべて、
0:32:00	台を構成している柱になっておまして、この設備自体の強度部材がまだしかないということで書いております。図面だったり商標の耐震のところには課題と書いていて、何が課題かわかるようにしておるんですけども、
0:32:13	ちょっと別表上のところには、ここを構成してるのはその課題しかないということでちょっと明記してないところではあります。書いたほうがよりわかりやすいというところでは、そういうところございますけれども、
0:32:25	一応この設備としては構成部材これしかないということは図面を見れば明らかということで、これでも内容としてはわかるという構成になっているというふうに考えてございます。
0:32:35	以上です。
0:32:36	規制庁です。了解しました。
0:32:39	他の規制庁側ありますでしょうか。
0:32:42	規制庁座ですけども、
0:32:45	4 ページの
0:32:48	24、25 辺りを見ていただきたいんですけども、
0:32:52	これって T を一つの焼結後の、
0:32:59	置台のその解体部ってところで、申請書の添 5 で、
0:33:04	簿ルート等が変更になっていて、その下に、耐震計算の総点検で、耐震検査の結果がまた変更されてるんですけども、
0:33:16	これってあれですか申請書のそごが確認されたので、それに伴って、耐震計算もやり直して、修正されたってというようなところを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:29	なんですか。それとも、この時、2段は全然関係ないところで、ていう話なんでしょうか。
0:33:38	原燃工でございます。こちらの十河の話と、総点検の話は全然別の話で、そこの方は単純にボルトを変更することが書いてなかったのもので、それをちゃんと改造であるということで明記したものです。
0:33:52	総点検の方は、このボルトとは全然別の話で、設計条件の見直しということで、支店拘束条件のところでは不適切、
0:34:01	を適正化したというところで計算結果が変わったというところでございます。
0:34:05	以上でございます。
0:34:07	規制庁尾川です。わかりましたそうすると。だから申請書の添5で、ボルトだとかが変更されたっていうのはここだけじゃなくて他にもいろいろ出てくるんですけれども、
0:34:19	それについては、
0:34:22	耐震計算はその変更後のものでやられてるもしくは、変更後のものでやられてなければ耐震計算とか評価をやり直した上で、
0:34:32	結果には影響しませんでした。
0:34:35	ていう、
0:34:36	ことでゆ、理解すればよろしいですか。
0:34:41	県連河野でございますご理解の通りです。申請書のそごというところは、設計は変更後のものでやっていたんですけれども、それを改造という形で書いていなかったのもので、今回改造ですということで明記したものですので、
0:34:53	もともとの計算は、その変更後のものでやっていたというものでございます。
0:34:58	規制庁大賀です。承知しました。今のご回答はだからこの説明資料、鳥栖全体に通してそういう理解でよろしいですね。
0:35:10	はい。現行のものでございます全体を通してのお話でございます。はい。規制庁佐田です。了解です。
0:35:21	規制庁側からありますでしょうか。
0:35:31	場としてはないようですので、事業者側の説明再開をお願いします。
0:35:37	はい、原子燃料工業フジワラでございます。引き続き6ページ以降の内容についてご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	まず、ここで 35 番からになります、こちらです、35 番、37 番、39 番、41 番、44 番、これにつきましては、新設総合ということで、
0:36:01	新工事の内容、工事を追加しております。
0:36:06	例えばレールのゴル 35 番のレールの取付ボルトの、
0:36:11	変更の追加であったりですね。
0:36:14	37 番も同じで、37 番 39 番も同じでございます。
0:36:22	41 番につきましては、ストッパーの工事の追加。
0:36:29	44 番もですね、こちら、先ほどから出ておりますストッパーの取付ボルトの変更ということで、工事を追加しております。
0:36:38	36 番とですね、39 番、40 番、これらにつきましても、先ほどから同じようなものが出ておりますが耐震計算結果を、
0:36:50	見直しまして、総点検でですね見直しまして、これらの数値を変更しているところでございます。
0:36:58	等ですね、42 番はですね、アンカーボルトの本数の変更で、こちらについては 5 基、
0:37:06	からですね。
0:37:08	あと 43 番はですね、耐震計算書の総点検の結果でございます。
0:37:14	材質を追加しておるところでございます。
0:37:35	今、以上が 6 ページでございまして引き続いて 7 ページの内容をご説明させていただきます。
0:37:42	いただきます。
0:37:43	まず、45 番でございますが、
0:37:49	45 番ですが、こちらにつき、
0:37:53	すいません、こちらにつきましてはですね、申請書の添 5 ということで、高さ制限棒
0:38:02	がですね、記載がなかったものを、工事を追加しております。
0:38:07	同じようにそごということで、アにあります 40 次 6 番になります、
0:38:13	こちらはですね、耐震計算書の総点検でですね、
0:38:20	計算検定比計算結果を見直しているところでございます。
0:38:26	すべて天井クレーンをひとまとめに変えておりますが、
0:38:31	どうぞ。
0:38:32	くれんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	その次 47 番でございますが、これは第 1 加工棟のですねシャッターでございまして、これはぼれ抜けというよりですね、
0:38:45	すでに第 1 加工棟ん認可を経てるところでございますが、その後ですね、確認でですね、津建物内にあるシャッターがですね、老朽化しております、
0:38:56	取りかえの必要が、取りかえが必要と判断しましたので、今回 5 時にですね、追加工事ということで、
0:39:07	シャッターの取りかえという形で
0:39:11	入れさしていただいております。
0:39:13	次 48 番でございますが、こちらはですね、
0:39:20	第 1 加工棟のですね、壁と屋根の間にですね、
0:39:26	ウォークダウンして確認した結果ですねいや、壁と屋根の間に、
0:39:32	隙間がございまして、この
0:39:34	位置はですね、火災区域になってございますので、通常、閉止してる必要があるんですが、その隙間を埋めるための工事を追加と、
0:39:45	あとガラリーもですね、ちょっとありましたのでその部分を閉止するという工事を追加することに
0:39:52	なっております。
0:39:54	この変更の工事の仕方につきましてはですね、すでに第 1 加工棟で他の部分でですね、
0:40:03	同じような工事がございまして、認可を終えているところでございますがそれと同じ。
0:40:10	ない工事の方法ですね、四方で対応したいという形になります。
0:40:17	次 49 番。
0:40:20	でございますが、こちらにつきましてはですね、先ほどから出てますような耐震計算書の総点検でですね、
0:40:27	検定評価結果の変更と、あとですね、ボール頭数をですね、据付ボルトからですね、
0:40:37	すいません、V-を変更すると。
0:40:41	種類を変更するところでございます。
0:40:44	あと、そうですね、50 番も、こちら耐震計算書のそこですね、工事内容を追加するというので
0:40:57	でございます。
0:40:59	最後に 51 番でございますがその他で、こちらはですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	補強トラスのところ、ちょっと材質、材料の形状がですね、
0:41:11	本数等に見直しがありまして、変更しておるのと、
0:41:17	あとそれに伴って耐震計算の結果を変更しております。
0:41:21	6ページ7ページにつきましては以上でございます。
0:41:28	いいですか、ご質問等ございましたらお願いいたします。はい。規制庁側から、ただいまの件について質問等ありますでしょうか。
0:41:37	規制庁座間ですけれども、今ご説明あった一番最後の51番なんですけれども、この補強トラスの変更っていうのは、これは何で変更2が必要になったんでしょうか。
0:41:52	原燃河野でございます。こちらの方はもともと耐震計算上はこれで成立していたんですけれども、その工事に向けた製作設計の方をやっている過程で、
0:42:06	あとは業者さんとも相談しながらやっている中で、施工が非常に難しいと。
0:42:10	いうところの指摘を受けておりまして、その施工性を向上させるために、耐震補強内容の見直しを行ったというところでございます。
0:42:21	その過程で補強する位置であったり本数等変わりましたので、耐震計算結果もそれに合わせて変更しているというところでございます。
0:42:30	規制庁鶴沢です。状況はわかりました。私から以上です。
0:42:36	国家規制庁側は何かありますでしょうか。
0:42:45	規制庁内海です。特にないので事業者の説明再開をいたします。
0:42:51	はい。
0:42:53	次は8ページになりますが、52番からご説明させていただきます。こちらはですね、
0:43:05	まず、火災、貫通部の処理ということで分類しておりますが、第1廃棄物貯蔵棟ですねこれ先ほど何か口頭でもご説明させていただきましたが、
0:43:15	火災区画の貫通部の配置。
0:43:19	をですね、見直しおります。図面上のですね、記載の仕方等でとかですね、ちょっと貫通部の場所が不十分、記載が不十分であったということで、
0:43:32	関係する図面の見直しでございます。
0:43:37	53番でございますが、これ申請書の添5ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:44	我々の方、第3廃棄物貯蔵棟の、こちらについて、ガラリでございますがこれは外側との扉にあるガラリでございますが、それを一部ですね、
0:43:58	防火場を設置する必要があって、その工事を追加しております。
0:44:03	次54番でございますが、こちらにつきましてはですね、
0:44:13	ダクト等ですね
0:44:16	標準支持間隔、
0:44:20	計算のところをですね見直しております、
0:44:27	編み直してるところですね、評価等、皆、記載ですね、変更しております。
0:44:35	次、56番、すいません55番、58番でございますが、
0:44:41	こちらはですね耐震計算書の総点検で、計算結果。
0:44:46	を変更、見直ししております。
0:44:50	あと56番になりますが、これはですね、ウォークダウンを
0:44:56	やり直したところですね
0:44:59	設備ですね、分析廃棄処理設備のスラジ乾燥機ですが、これを止めてるアンカーボルトに不具合がございます。再度再施工するために、
0:45:12	工事として追加しております。
0:45:16	同じように、次のダブルワン廃液処理設備のスラジ乾燥機も同様でございます、アンカーボルトにですね、
0:45:28	破損がございましたので、同じように再施工するために工事として追加しております。
0:45:36	次、
0:45:39	9ページgでございますが、こちらはですね、59番から66番同じ内容でございます、面談でですねコメントいただきました第3、小口径配管の
0:45:53	関係でですね、それを反映したものでございまして、
0:45:58	この
0:46:00	設備の内容をですね、見直したものでございます。
0:46:05	59番から66番はすべて、同じ設備は違いますが同じ内容でございます。
0:46:11	8ページ9ページは以上でございます。ご質問等あればお願いします。
0:46:18	規制庁、規制庁側から何かありましたらお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:22	規制庁野村です。これ、以前、面談でお聞きしてたら申し訳ないんですけど、56番でアンカーボルト不具合って書いてあったんですよ。これ何か。
0:46:33	あったんですって。
0:46:46	原子燃料工業フジワラです。
0:46:48	んですね、これにつきまして、これも以前別今回新たな案件でございます、この奥野、
0:46:59	設備、
0:47:00	取り出すためにですね、この手前にある接続の設備の更新でですね、
0:47:06	手前の設備がこれありまして邪魔になりますので、
0:47:11	1度、取り外す必要がありまして、
0:47:16	そのアンカーボルトをボルトナットで締めているんですけど、これ自体がですね取り外しがもうできない状態。
0:47:28	錆びていてですねちょっと取り外しができないのでですね。
0:47:33	今回、
0:47:36	どうしてもその設備自体はできる必要がありますので、一度もう取り外してハンカを切ってですね取り外して、新たにきちっとしたものを据えつけ直すというものでございまして、
0:47:51	今回のロックダウン等でですね、確認して、
0:47:55	事前にそういったものがないかというのもですね、確認した結果が見つかったものでございます。57番はですね設備名は似てるんですけどこちらは全く違う内容でございまして確認したところ、アンカーボルトに破損があったということで、
0:48:12	追加しております。以上です。
0:48:15	規制庁の大村です。
0:48:18	了解しました。
0:48:19	私から、
0:48:24	やっぱ規制庁が絡みますでしょうか。
0:48:37	そうですね。規制庁内海です。とくにないので、事業者が説明の再開をお願いします。
0:48:46	はい。原子燃料工業フジワラでございます。引き続きまして6、10ページ、67番からご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:58	まずですね、67番、ダストモニターこちらは先ほどから同じようなものが出てますが、耐震計算書の総点検によってですね、耐震計算書の結果を、
0:49:09	見直しているところでございます。
0:49:12	次68番でございますが、こちらはですね、対申請書のそごということですね、
0:49:22	工事内容が、記載していなかった部分ですが、この非常用発電設備No. 1、
0:49:29	をですね、工事内容を追加しているところでございます。
0:49:34	これ生協ば、制御盤等ですね、アンカーボルトの固定によるものでございます。
0:49:40	同じ6970、こちらにつきましてもですね、申請書の総合ということで、
0:49:46	カバーの取り付けボルトの変更という工事を両方追加しております。
0:49:54	その次71番でございますが、こちらはですね燃料開発設備、燃料試験設備の
0:50:03	フード市長西洋フードということでございますが、
0:50:07	こちらはですねもともと申請は一部撤去してですね、大きい大きめのフードがございましてその一部を撤去して、小型化した上で移設、
0:50:18	というような工事にしていたんですが、
0:50:20	今いろいろ検討した結果ですね。
0:50:23	完成後の状態は変わらないんですが、もう新設ですね
0:50:29	やり直そうということにちょっと変更させていただきたいと思っております、
0:50:33	工事の内容んところが、一部撤去移設から新設に変更するということでございます。
0:50:41	次、11ページでございますが、
0:50:44	こちらはですね、大体、先ほどから出てますものと類似のものでございますが、
0:50:51	まず72番申請書の総合ということでですね、
0:50:57	当該種この設備ですね
0:51:00	取付ボルトの工事を追加してございます。それと、73番がですね。
0:51:09	耐震計算書の総点検で、
0:51:14	ボルトの経緯であったり、計算結果の変更でございます。
0:51:18	あと、同じようなですね、耐震計算書の総点検ですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:24	74 番がですね、大事。
0:51:29	ボルトの箇所の変更であったりですね。
0:51:31	あと耐震計算結果の変更でございます。
0:51:37	あと 75 番とですね 77 番、こちらはですね、据付ボルトの
0:51:45	申請書のそごということで据付ボルトの工事の対変更の工事の追加。
0:51:51	とですね、77 番も同じように据付ボルトの変更の工事を追加しているところでございます。
0:51:59	それと戻ります 76 番、
0:52:02	これ耐震計算書の総点検ですね、材質梁、すいません、柱梁の材質を変更すると。
0:52:08	いうところでございます。
0:52:10	最後 78 番でございますが先ほどありまして、先ほどのですね、8 ページと同じで、小口径配管のこれコメントでいただいた部分の、
0:52:23	による変更の見直しでございます。
0:52:25	以上でございますが、今の、
0:52:29	ページ 11 ページにつきまして
0:52:32	ご質問等ございましたらお願いします。
0:52:37	はい、規制庁側から何かで申し上げます。規制庁野村です。そうですね。68 番。
0:52:45	なんですけど、
0:52:48	アンカーボルトはボルトって、これ全体書類全体にわたって、アンカーボルトって表現されてるんですけど、
0:52:54	これは特記なき場合は、ケミカルアンカーとか接着式アンカーっていう理解していて、
0:53:02	逆の操作、先ほど金属拡張式ってのは特別出てきたところあったんで、
0:53:10	そう書いてない場合は、警備から安価ですよ。
0:53:13	ことで、
0:53:17	現行のでございます。こちらの方はアンカーボルトは幾つか種類ございまして変更内容のところには、その種類までのところは記載はしてございませんが、ここ、
0:53:30	サイズと、材質のところだけ書いてございます。申請者の方にはそれぞれ、金属拡張だったり接着系であったりというところまでそれぞれ記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:41	今回別途県さんの方から、メネジのものはメディビックするというふうなところも、コメントを受けておりましたので、一部メネジのものもございますのでそういったところは今回の補正の中で明示というところを明記するような形で記載をしているというところもございます。
0:53:57	以上です。
0:53:58	規制庁野村です。了解しました
0:54:07	規制庁宇佐見ですけど、実はちょっと事実関係の確認、連絡させていただきたい。今回の、
0:54:13	別途資料で言うと 68 番の同じ 68 番が非常に発生ナンバーワンですけど、
0:54:19	今回のね、この資料上の変更内容とは直接リンクはしないかもしれないですけども、
0:54:25	申請書は 100、
0:54:27	1968 ページの、東海、
0:54:30	発電機の使用表を見ると、今回の重油配管の記載を、
0:54:35	追加していただいて、
0:54:37	その配管はゴールド等で固定しますという形で書いてるんですけども、
0:54:42	一方で前、
0:54:46	申請書 1970 ページの
0:54:48	発電機の内容一覧見ると、その重油配管のところとそのボルト等の、
0:54:54	話が入ってない、Vゲート材料とか入ってないような気がしてって、
0:55:00	一方で例えばこの消火設備の方なんか見ると、グループで来てしまった書いてあるところで材料みボルト等と何があってあまりますかっていうと、
0:55:09	材料の具体的な部分が入ってあるんですけどここら辺の記載の、
0:55:14	差っているのは、何か意図的なものがあるんでしょう。
0:55:27	現行カミムラでございます。特にちょっと今回のですね中配管とかですねこの中配管に限らずですね基本的な配管の仕様の書き方としてはですね、
0:55:42	耐震重要度のところとかも、の関係もございますけれども、基本的に何でしょう非常にその配管のサポートとかですね、その辺の
0:55:54	材質ですとか寸法ですとかそういった類の書き分けを、数が多いというところもあってですね、明確にその耐震補強の別表

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:06	2の方ですね、の方で逐一ちょっと書くのがなかなか難しいというところもあってですね、申請書上はですねすべて配管系の
0:56:15	耐震補強に関わるスペックのところは、別表1の方で代表しても書かせていただいています既設のところとも含めてってということですね。
0:56:25	というところでちょっとそこの配管の部分に限っては支持構造物ですとか、そういった配管の種類とかですねそういったところは、すべて一応今、別表1の方で表現をさせていただいてるところでございます。
0:56:38	ご指摘いただいているところでは県さあ、ノーところではですね、
0:56:45	もともと検査前条件とかですね耐震評価の内容とか、そういったものを検査前条件として検査するようというところでそういったところの社内的な資料も交えての検査の内容になると思いますので、
0:57:00	別表2を直接、おそらく使わずにもですね、社内的なその耐震評価の資料、そういったものも含めての検査になるというふうに考えております。
0:57:14	はい。面としては以上になります。
0:57:18	以上ですはい。記載の意図は了解しました。
0:57:23	規制庁がいらっしゃいました。
0:57:34	規制庁の吉村です。
0:57:37	えっとですね直接なんてコメントっていうよりもですね、記載の方法。
0:57:44	記載の申請書の記載の方法についてちょっと確認をしたいんですが、番号でいうと2、73に関連するのかな。
0:57:56	73の方ですね、年度開発設備の仕様調整用フード。
0:58:02	ナンバーワンの方で、今回耐震計算書の総点検で、
0:58:08	検定弾いと記載を変え培われてますがそこでですね引用しているのが
0:58:15	実査申請書は3371ページですかねそこをちょっと見て、
0:58:22	いただきたいんですが、
0:58:24	3371ページの、
0:58:30	米野さんのところですよ欄外に書いてますよね。米野さんのところで、
0:58:37	加来脇で
0:58:40	いわゆる評価値の記載で、
0:58:43	検定比が最大でか、そのあとに括弧書きで、
0:58:47	固有振動数最初って、今回追記してますよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	まずこの以下は何なんだろうなってというのが一つ疑問に思ったんですが、単純に言うと
0:59:00	固有振動数の対象っていうのは
0:59:03	ご存知の通り 50 の判定で設計しないかんない限り、直接その大小の検定比の対象とはリンクはして、相関ないんですけど、
0:59:13	このとわー。
0:59:15	ひょっとすると
0:59:17	複数の設備があって、
0:59:20	表を記載する時にその最小値を選んだっていうことなのかなというふうにもちょっと思ったんですがそういうことなんですかねこれ。
0:59:28	根井高野でございますご理解の通りでして、複数の機器で構成されているとこういう頻度数それぞれ出てくるんですけども、その中で一番低いものを書いているというものです。
0:59:39	もともとの記載ですと、評価値が最大のもので書いてあって、何かこういう振動数も何か最大のもので書いてるような、誤解を受ける表現になっていたんで、その誤解を避けるために今回ちょっと括弧書きで、
0:59:52	こういう振動数については最初のもので書いてますという、付記をしたものでございます。
0:59:57	何か変更でいいとはわかるんですけど、
1:00:01	そういった記載されてるのはもう間違っていないんですけど、
1:00:06	本来はですねこれー、
1:00:10	まあ私いらんないんじゃないかなと個人的に思うんですが、この変更ですね。
1:00:15	本来はこれ検定ひい問題になるんで、検定比が一番厳しいものに対して、
1:00:22	逆に言うとその検定比を算定するための条件がその志田、表でいうとですね、耐震重要度がずっと、
1:00:30	入れられてくるので本来はそれに対応する。
1:00:34	こういう振動数をですね、本来書くべき。
1:00:37	だと思うんですよね。だって一対一に対応しなくて、
1:00:41	また固有振動数がそれ自体、イトウも、意味があれば、
1:00:46	いいんですけど、特段これ小さいかっていう意味がないんで、本来は、
1:00:51	的一番検定比として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:55	最大だっていうものたものに対する諸条件、そういう危機に対するものを書くべきだと思います。
1:01:03	これ私の意見です。
1:01:07	ここに書いてあること自体間違っていないんですけど、本来ちょっとちょっと修正する機会があれば、本当は修正してもらってその正しいことを書いていただいた方がいいかと思います。
1:01:22	根来でございます承知いたしました。
1:01:27	他性状が終わります。
1:01:29	規制庁織田ですけれども、今の後日コメントはですね当該だけですね、修正しろよと言ってるわけではございませんので、
1:01:40	そういうふうに記載するのが適切ではないかということのことですので、今後、
1:01:47	ゲンデンコウですと、トーカイ側のシステムあるでしょうし、
1:01:53	これからこんな内容、中身、内容を見てですね、今回の構成で、評価を含むもので変更が生じるようなことがあればですねその他そういうことがあればですね合わせて補正していただければいいですけれども、
1:02:09	当該部分のみで補正を要求するものではございませんので、
1:02:13	考え方を理解しておいていただければと思います。よろしく申し上げます。
1:02:21	例年小浦でございます承知いたしました。
1:02:27	規制庁が終わります。
1:02:39	ではないよう、規制庁側のコメント特にないようですので、
1:02:45	こういう本資料に係る質疑はこれで終わりたいと思います。
1:02:51	一応業者とよろしいでしょうか、何かありますでしょうか。
1:02:57	原子燃料工業フジワラでございます。特に本件について、こちらからコメント等はございません。
1:03:06	ありがとうございます。
1:03:08	規制庁、梅津ありがとうございます。ではちょっとですね、111%っていうかあれですけど、本日別に説明を特段求めていませんがもう1個の資料の、
1:03:19	今までのコメント回答資料2、補正の部分了他PJデータに追加した資料でちょっと若干確認事項がありますのでお伝えしようと思います。
1:03:31	規制庁の尾川です。このコメント対応整理表で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:35	ちょっと私、ちゃんとコメントが反映されてるかなってる、ざっと見た。
1:03:40	ちょっと気になったというか教えて欲しいんですよね。
1:03:44	12月23日のコメント。
1:03:48	のですね。
1:03:50	5ページ目で、
1:03:54	一部、
1:03:55	これ週ですか。園田。雑踏のですね何か図の端部が、これどうなってん のみたいなこと。
1:04:03	回答してもらって、補正箇所で作成してもらってるってことなんですけど。
1:04:08	このですね、回答の文章。
1:04:12	真ん中辺に、なおその他の明記しない端部については支部でやるって書いてあんですけど、
1:04:18	これは審査書05とかに書いてあるんですかね。
1:04:23	ちょっと読みきれなかったら聞いてるんで。
1:04:32	根来でございます。少々お待ちください。
1:05:47	原燃工カミムラでございますすみませんお待たせいたしました。ちょっとこの当時のちょっとご質問の趣旨とか、もうちょっと、
1:05:55	思い返しながらかちょっと今ご質問の趣旨をちょっと考えてたんですけども、基本的に端部ですねヘイシーがあるなら閉止開口があるなら開口 というところの、
1:06:08	なんすか明記を天野してくださいというようなご趣旨でご質問されたと記憶しています。ただ閉止部についてはですね、補それこそいろんなところに、
1:06:22	何ていうんすかねダクトの閉止部っていうのはあってですね、それをちょっとさすがに明記していく、すべて明記していくっていうのはなかなか難しいところもあります。今回特に閉止部として書かせていただいていますのは、
1:06:35	コウハン申請等で、
1:06:38	今回の改造でですね、
1:06:41	コウハン申請の設備等の園切りの際に、閉止措置をとるような部分ですとか、そういったところはきちんと明記させていただいたというところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、あとはまだ9棟の経路上ですね、M a e d aダクトが繋がってなくて本当に
1:06:58	端部としてはもう行きどまりって言ったらいんですかね。そういった部分でございますのでそういったところの閉止っていうところまではもう今回あえても明記はしませんというところで開口があるところについては、きちんと開口として記載するっていうところで、書かせていただいて、ご回答させていただいたというところでございます。
1:07:17	ちょっとお答えになってますでしょうか。
1:07:20	規制庁の羽根です。いや、
1:07:23	特記なき場合は、閉止部なんだろうなってのわかる。
1:07:27	ですけど申請書2回なくていいのかなっていうのもあって、でもこの質疑応答を読めばわかるっていう、
1:07:34	ちょっと考えると、特に女性求める方ではない。
1:07:38	書いてないってことはわかりました。
1:07:42	一生懸命探すこともなかったと聞いたって時代。
1:07:46	ですね。
1:07:47	ちょっとあともう1点、これ感想に近いんですけどね、同じ資料の1ページ目の、
1:07:53	123の1というところで、千賀細井からちょっと不足してっていう質問した。
1:08:00	補正してもらって低くなってる。
1:08:04	水平展開であったんですけど、これを踏まえてちょっとザーッと見てたら、
1:08:10	えっとですね申請書をですね、1330。
1:08:14	Aか
1:08:16	Bですかね、平面図があって、これ、赤線。
1:08:19	が本当に下部沿いで書きちゃって、
1:08:22	これ、次、議会もし、補正する機会があったら、ここを見やすくして、
1:08:29	めちゃくちゃ細いんですよ。
1:08:33	以上です。
1:08:34	これは感想です。
1:08:41	現行カミムラでございます承知いたしました。
1:08:48	規制庁わからないかと言います。
1:08:54	長担当とあと専門

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:57	検査部門ナガイですがよろしいでしょうか。今回の補正の中身ということではないんですがよろしいですか。
1:09:07	第5回員、第5回目の
1:09:10	設工認申請において、
1:09:16	どうですね。
1:09:17	その他の加工施設としてこれ申請書、
1:09:22	テスト、
1:09:23	最初に16ページ目にですね第1加工棟の緊急設備として、コンクリート閉止部と、それから大型扉。
1:09:34	それから外扉というのがこれ安全機能番号と8044、8063、8064というのが、申請をされています。
1:09:46	で、これについてですね、60、26ページを見ると、
1:09:55	と参事申請に1回目の申請があって、今回5時で追加申請するっていうと、ちょっとあれなのかもしれないんですが
1:10:06	つい表でですね、これらの設備が追加になっているような手続きになっております。一方ですね、
1:10:17	846ページからのとつい第3表、厚い第三次の表への2-1。
1:10:26	これ第1加工棟の仕様の中では、
1:10:30	これらの設備はですね、部分的だと思うんですけど二重下線があって、今回申請のす。
1:10:41	設備というような部分もあります。で、
1:10:45	ここで確認したいのは、
1:10:49	第三次の申請でこれらはですね、扉設備は、第1加工棟の中に何か含まれて申請しているようにも見えるんですが、
1:11:00	すでに工事も行われていると思いますけれども、今回の第5次申請で何か設計の変更とか追加の工事、
1:11:13	が行われルーというようなことがあるのかないのか、であればですね、もしくは、
1:11:21	追加の工事がなくても手続き上その他の加工施設として、きちんと工事の計画とか、検査の内容が、
1:11:32	反映されているのかという点についてちょっとご説明いただけますでしょうか。
1:11:44	原子燃料工業の方です。
1:11:49	今ご指摘ありました点につきましてはこの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:55	記載を、
1:11:56	緊急設備ですね、つけ足しましたのは
1:12:02	はい。
1:12:03	幼児申請の時の第2加工棟にも同じように、緊急設備コンクリート塀支部とかございました、そちらの時にですね、
1:12:15	事業許可における、その安全機能を有する施設については、もれなく申請、
1:12:23	それに、施工に非常に、
1:12:25	明記しておこう。
1:12:29	高度というのがありましたので、今回
1:12:33	第5次申請の中で第1加工とのマツイ表を出す機会がありましたので、その際に、
1:12:44	緊急施設、
1:12:46	目について、
1:12:48	追記したという経緯でございます。
1:12:51	こちらの方はですねもともとの
1:12:57	第1加工棟の周表は、第三次申請で認可をてるものなんですけれどもその際にですね、もともとはですね
1:13:07	新、今回の申請書の858ページの注1に書いてあります通り、第1加工、
1:13:17	等の
1:13:19	建物本体に設置する。
1:13:25	いえ、今後閉止部とか大型外扉とか、外扉は
1:13:30	もともと含んだ設計しておりましたということが書いてたんですけどそこにさらにですね館管理番号を取ってですね、
1:13:38	緊急設備として明記したと、いうことございまして、元の設計に建物設計に含まれておまして今回、第5次申請の中で特にこの
1:13:49	緊急設備について第5次申請の中で追加で改造を施すと、工事を施すといったことはございませんので、その辺りについても、
1:14:01	検査の方でも指名事業者検査になりますけれども、そちらの方では明確になるように、
1:14:08	申請書、今回の
1:14:13	音声も受け、
1:14:16	形でSOAそごがないように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:19	対応していくつもりでおります。以上です。
1:14:24	専門検査部門永井です。状況はわかりました。で、ですから最終的に確認したいのは、そうすると、今回第5G申請の、
1:14:38	補正も含めてですが、第5次申請全体として、これらの三つの扉とか壁の設備で、第3次で認可を受けたものから変更は、まず設計上の変更は、
1:14:53	ありませんということ。それから、す。ただ、その他の加工施設として明確にされたということで、
1:15:03	従来はその建物の構成する設備の一部としてこれ核燃料物質の貯蔵施設に第1加工とはなってますけれども、
1:15:14	そこからその他の加工施設として、登録をしたっていいですかね番号を明確にして登録を
1:15:22	したということで、仕様表上は同じ1枚なんだけれども、その他の加工施設の方でも、何ていうか検査の工事の計画であるとか、
1:15:34	検査の方法はうまくこう読めるように、申請しているということによろしいですか。
1:15:42	念のための確認です。
1:15:49	原子燃料工業の岡です。今のご理解の通りでございます。
1:15:54	原子力規制庁の専門検査部門永井です。わかりましたちょっとまだ補正データばかりで、ちょっと従来のも見えてませんがそういう形で、私の方でも再確認は、
1:16:07	させていただきます。状況はわかりましたありがとうございます。
1:16:15	他、規制庁側から何かございますでしょうか。
1:16:22	なければ、あと、
1:16:25	事業者が考えた追加があって、説明する事項がなければ終わろう。面談の方一旦終わろうと思いますが、事業者が何かございますでしょうか。
1:16:38	してる工業フジワラです。特にこちらからはございませんので引き続き審査の方よろしくお願いいたします。
1:16:45	はい原子炉規制庁内海です。はい、ではそれでは等、本日の面談の方はこれにて終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:16:55	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。